

## 旅 費 規 程

第1条 本規程は、(社)静岡県設備設計協会の会員に適用する。

第2条 会員が会務により出張するときは、本規程により出張旅費を支給する。

第3条 旅費は最短時間に基づく順路によって計算する。但し、天災やその他やむをえない事由で順路によって出張しがたい場合には実際に経過した通路による。

第4条 出張旅費は交通費、日当、昼食費及び宿泊料の4種とする。

2 前項による宿泊料は宿泊費、朝食費及び夕食費とする。

第5条 出張旅費の支給区分は、次の通りとする。

	静岡県外	静岡県内
(1) 交通費	実費	実費(但し本協会事務局への出張旅費は別表の通り。)
(2) 日 当	5,000 円	なし
(3) 昼食費	実費	実費
(4) 宿泊料	実費	実費

第6条 交通費はその経路において最も速い交通機関を使用する。

第7条 実費精算の項目については、交通費を除き領収書を提出する。

第8条 本規程に定めのない事項については、その都度考慮して決定する。

### 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

別表（第5条関係）本協会事務局への出張旅費

場所	金額
熱海	6,000円
三島	5,000円
沼津	5,000円
富士宮	4,500円
富士	4,000円
富士川	3,500円
清水	1,500円
静岡市内	1,000円
焼津	1,500円
藤枝	1,500円
島田	1,800円
吉田	3,000円
相良	3,000円
榛原	3,000円
金谷	2,000円
菊川	3,000円
掛川	3,500円
袋井	3,500円
浅羽	3,500円
磐田	4,000円
浜松	6,000円

